

九州大学学生団体の顧問教員指針

本指針は、顧問教員が本学学生の課外活動に安心して協力いただけるようその役割等を明文化し、学生の健全な課外活動の運営に資することを目的とする。

1. 課外活動の意義

大学における課外活動は、学生が相互の研鑽のため、自主的・主体的に行う正課教育外の活動であり、その運営は学生自らの判断と責任において行われるものである。

また、課外活動は、個性の成熟、協調性、責任ある行動力、社会性の発達といった学生の豊かな情操と健全な心身を育成するとともに、社会人としての資質の向上など人間形成上、大きな役割を期待されている。

2. 課外活動における大学の責務

大学は課外活動の意義を尊重しつつ、一方で教育機関として学生の課外活動団体に対し、必要な助言や指導を通じた安全配慮義務を行う役割がある。そのため、課外活動を行う学生団体に対して、安全配慮義務や大学と学生との調整役としての観点から、本学の教員(教授、准教授、講師及び助教に限る)による顧問教員を置き、基準を満たす団体に対し、公認の課外活動団体として認めている。

課外活動において、万が一、その活動中に事故が起きた場合、学生の自主性の程度、課外活動の内容、大学の関与の程度、大学が事故の発生を予測できた可能性や事故を回避できた可能性等により大学の責任が問われることがあるため、留意が必要である。

3. 顧問教員の役割及び責任

(1) 顧問教員の役割

顧問教員には、課外活動についての助言者、若しくは協力者として、主として次のような役割がある。

- ・ 公認学生団体の活動方針や運営面に対する助言
- ・ 本学課外活動における安全対策マニュアルを踏まえた公認学生団体の安全面への配慮・助言
- ・ 公認学生団体構成員の人的交流への配慮・助言
- ・ 公認学生団体の活動が大学教育の範囲を逸脱しないために与える助言

顧問教員は日常の練習の立会いや指導監督、合宿や対外試合等において、引率・同伴の義務を負うことはないが、活動中の事故等、緊急時における対応は、大学と連携し、迅速に行わなければならない。

また、合宿や対外試合等の活動計画を確認し、事故防止のために事前の助言をする等の配慮を行うとともに、社会常識的に見て危険な活動が予定されていることを把握した場合には、活動計画の変更を求める等、学生を適切に指導する必要がある。

さらに、学生に重篤な事故が生じることのないよう、各団体活動の特性に応じた「安全マニュアル」を作成するなど、団体が合理的かつ安全な計画により活動を行うために、助言を行うものとする。

(2) 顧問教員の責任

課外活動における事故防止は、原則として各団体が自主的に配慮すべきものであり、顧問教員が常に指導監督をしなければならないものではない。団体活動がスポーツや野外活動等であれば、基本的に危険を伴うものであり、通常の範囲で活動が実施されている限り、学生は予めその危険を承諾しているものと考えられている。

学生が予め承諾している危険とは、例えば、ラグビーにおける骨折などであり、通常の範囲を超えた活動で起こり得る危険性を予め承諾しているとはいえない。

よって、学生が予め承諾している危険性の範囲を超えた活動において事故が発生した場合は、顧問教員の責任を問われる可能性があるため、十分に留意の上、活動内容の変更や中止などの指導・助言を行う必要がある。

4. 保険への加入

大学では万一の事故等に備えて、学部学生であれば入学時に学生教育研究災害傷害保険(学研災)といった傷害保険への加入を推奨しているが、特にスポーツや野外活動、その他危険な活動を伴う公認学生団体の顧問教員は、活動内容を考慮し、その活動内容に適した保険に必ず加入するよう指導する。

5. 顧問教員の事故対応

課外活動中に、不幸にして事故が発生し、その第一報が顧問教員に届いたときには(現場に居合わせたときも同様に)、顧問教員は学生に対し次のような聞き取りを行い、大学へ報告の上、大学と協力して、その後の対応にあたる。また、課外活動における緊急時の連絡体制は次のとおりとなる。

【顧問教員の事故発生時の学生への聞き取り】

(1) 負傷者の有無(負傷者が重篤である場合「生命確保」の処置が取られているか)、負傷状態の確認

(2) 関係各所へ連絡が行われているか(以下優先順に)

① 応急手当のための連絡(救急車の要請等)

② 学務部学生支援課への連絡(休日や時間外は守衛所から総務課を通じて学生支援課へ連絡が入る)

伊都ビックオレンジ前守衛所 連絡先:092-802-2305

学務部学生支援課課外活動支援係 連絡先:092-802-5966、5967

③ ご家族への連絡

【事故対応フロー】

